

医政発 0401 第 32 号
令和 6 年 4 月 1 日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」等の一部改正について」の発出について

標記については、別添の通り各都道府県知事等宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、基下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人国立大学病院長会議
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人全国公私病院連盟
一般社団法人日本慢性期医療協会
社会福祉法人恩賜財団済生会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本助産師会
一般社団法人日本精神科看護協会
公益財団法人日本訪問看護財団
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人北海道社会事業協会
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

医政発 0401 第 31 号
令和 6 年 4 月 1 日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生（支）局長
〕 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」等の一部改正
について

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行により、地方税法（昭和25年法律第226号）が令和6年4月1日付けで改正されること等に伴い、「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和4年4月1日付け医政発0401第25号厚生労働省医政局長通知）、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発0528第4号厚生労働省医政局長通知）及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和3年5月28日付け医政発0528第2号厚生労働省医政局長通知）を別紙1、別紙2及び別紙3のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

〔別紙1〕

- 「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和4年4月1日付け医政発0401第25号厚生労働省医政局長通知）
本文

新旧対照表

（下線は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="763 528 1088 608">医政発0401第25号 令和4年4月1日</p> <p data-bbox="237 647 555 823">各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕</p> <p data-bbox="551 903 972 983">厚生労働省医政局長 （公印省略）</p> <p data-bbox="282 1086 1043 1118">再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p data-bbox="282 1222 338 1254">（略）</p> <p data-bbox="640 1270 685 1302">記</p>	<p data-bbox="1637 528 1962 608">医政発0401第25号 令和4年4月1日</p> <p data-bbox="1111 647 1429 823">各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕</p> <p data-bbox="1424 903 1845 983">厚生労働省医政局長 （公印省略）</p> <p data-bbox="1155 1086 1917 1118">再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p data-bbox="1155 1222 1211 1254">（略）</p> <p data-bbox="1514 1270 1559 1302">記</p>

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 （略）

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 （略）

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。

- 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発0528第4号厚生労働省医政局長通知）本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">医政発0528第4号 令和3年5月28日</p> <p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 } </p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年財務省令第21号)の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第12条の2の2第1項</p>	<p style="text-align: right;">医政発0528第4号 令和3年5月28日</p> <p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 } </p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年財務省令第21号。<u>以下「改正省令」という。</u>)の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64</p>

に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

2 概要

(1) (略)

(2) 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 31 条の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）

号) 第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

2 概要

(1) (略)

(2) 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事

局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。

項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。

- 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」
 （令和3年5月28日付け医政発0528第2号厚生労働省医政局長通知）別紙

新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前																																								
<p>2024.3</p> <p>WAM 独立行政法人福祉医療機構</p> <p style="text-align: right;">福祉医療貸付部</p> <p style="text-align: center;">複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ</p> <p>当機構では地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、再編計画の認定を受けた医療機関に対して、優遇融資を実施しております。</p> <p>（新築資金及び増改築資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率※1</td> <td>（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （据置期間中無利子）※2</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>所要額の95%</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち据置期間）</td> <td>病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（長期運転資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>（病院）0.8%（有床診療所）0.8%</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>（病院）5億円（有床診療所）3億円</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち据置期間）</td> <td>10年以内（4年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和5年3月1日時点：償還期間20年 完全固定金利制度の場合 ※2 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限ります。 ※3 利率は、融資実行（金融消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 ※4 廃止される病院の残債に対してのご融資の場合は、さらに優遇されたメニューがございます。 ※5 取扱期限は、令和5年3月31日までとなります。</p> <p>●ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。 ●その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。</p> <p>●開設地が東日本（北海道～三重県）：東京本部 福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9937 医療審査課 FAX 03-3438-0659 融資相談係</p> <p>●開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店 大 阪 支 店 TEL 06-6252-0219 医 療 審 査 課 FAX 06-6252-0240 融 資 相 談 係</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp</p>	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率※1	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （据置期間中無利子）※2	限度額	所要額の95%	償還期間（うち据置期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率	（病院）0.8%（有床診療所）0.8%	限度額	（病院）5億円（有床診療所）3億円	償還期間（うち据置期間）	10年以内（4年以内）	<p>2023.3</p> <p>WAM 独立行政法人福祉医療機構</p> <p style="text-align: right;">福祉医療貸付部</p> <p style="text-align: center;">複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ</p> <p>当機構では地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、再編計画の認定を受けた医療機関に対して、優遇融資を実施しております。</p> <p>（新築資金及び増改築資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率※1</td> <td>（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （据置期間中無利子）※2</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>所要額の95%</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち据置期間）</td> <td>病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（長期運転資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>（病院）0.70%（有床診療所）0.70%</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>（病院）5億円（有床診療所）3億円</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち据置期間）</td> <td>10年以内（4年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和5年3月1日時点：償還期間20年 完全固定金利制度の場合 ※2 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限ります。 ※3 利率は、融資実行（金融消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 ※4 廃止される病院の残債に対してのご融資の場合は、さらに優遇されたメニューがございます。 ※5 取扱期限は、令和5年3月31日までとなります。</p> <p>●ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。 ●その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。</p> <p>●開設地が東日本（北海道～三重県）：東京本部 福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940 医療審査課 FAX 03-3438-0659 融資相談係</p> <p>●開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店 大 阪 支 店 TEL 06-6252-0219 医 療 審 査 課 FAX 06-6252-0240 融 資 相 談 係</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp</p>	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率※1	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （据置期間中無利子）※2	限度額	所要額の95%	償還期間（うち据置期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率	（病院）0.70%（有床診療所）0.70%	限度額	（病院）5億円（有床診療所）3億円	償還期間（うち据置期間）	10年以内（4年以内）
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率※1	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （据置期間中無利子）※2																																								
限度額	所要額の95%																																								
償還期間（うち据置期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）																																								
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率	（病院）0.8%（有床診療所）0.8%																																								
限度額	（病院）5億円（有床診療所）3億円																																								
償還期間（うち据置期間）	10年以内（4年以内）																																								
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率※1	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （据置期間中無利子）※2																																								
限度額	所要額の95%																																								
償還期間（うち据置期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）																																								
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率	（病院）0.70%（有床診療所）0.70%																																								
限度額	（病院）5億円（有床診療所）3億円																																								
償還期間（うち据置期間）	10年以内（4年以内）																																								